

【別表】見直し後の投票区

◆迫町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
迫第1	迫にぎわいセンター	八日町区、下舟丁区、一市區、小金丁区、本田区
迫第2	迫公民館	駅前区、上舟丁区、内町区、西館区、中江区、萩洗区
迫第3	佐沼保育園	大網東区、大網南区、大網西区、新町区、江合区、横丁区
迫第4	佐沼小学校	駒木区、光ヶ丘東区、光ヶ丘西区、錦西区、五日町区
迫第5	佐沼高等学校	錦東区、的場区、八幡区、鉄砲丁区
迫第6	森公民館	東表区、西表区、平柳区、赤沼区
迫第7	北方公民館	上沢区、舟橋区、山の内区、泥内区、仮屋区、三方島区、飯土井区
迫第8	永田構造改善センター	古宿区、天形区、永田区、山の上区
迫第9	新田公民館	坂戸区、新田駅前区、倉崎区、山ノ神区、大形区、小友区、茂栗区、品の浦区、菱の倉区
迫第10	旧新田第二幼稚園	大浦区、板橋区、駒林区、立戸区、上葉の木沢区

◆登米町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
登米第1	登米公民館	館山区、駅前区、前舟橋区、後舟橋区、新町区、我津地区、三日町区、荒町区、上館区、鉄山区、蛭沢区、遠見台区、日野渡区、辺室山区、渋江区
登米第2	登米老人福祉センター	前小路区、後小路区、下町区、八丁田区、金沢山区、鉄西区、鉄東区、金谷区、下り松区、中町区、九日町区
登米第3	とよまつづら淵地区多目的センター	岡谷地区、大谷地区
登米第4	登米町小島会館	小島区、東針田区、西針田区
登米第5	登米高齢者コミュニティセンター	宿小川区、中通区、五郎峯区、峯畠区
登米第6	登米町入谷会館	北沢区、入谷区、羽沢区

◆東和町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
東和第1	米谷公民館	米谷第1区、米谷第2区、米谷第3区、米谷第4区、米谷第5区
東和第2	東和相川・平倉地区多目的集会施設	米谷第6区、米谷第7区
東和第3	東和総合支所	米谷第8区、米谷第9区、米川第7区、米川第8区
東和第4	米川公民館	米川第1区、米川第2区、米川第3区、米川第4区
東和第5	東和国際交流センター	米川第5区、米川第6区
東和第6	及甚と源氏ボタル交流館	米川第9区、米川第10区
東和第7	東和勤労青少年ホーム	錦織第1区、錦織第2区、錦織第3区、錦織第4区
東和第8	旧嵯峨立小学校	錦織第5区、錦織第6区

◆中田町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
中田第1	石森小学校	仲町区、新町区、城内区、白地区、ニッ木区、桑代区、長根区、細谷区、境堀区、南町区、新橋区
中田第2	加賀野小学校	野元区、駒牽区、本町畠中区、茶畠区、加賀野一区、表区、加賀野二区、南加賀野区
中田第3	市役所中田庁舎	蓬田区、蓬原区、十文字区、大柳区、新田区、籠壇区
中田第4	宝江ふれあいセンター	東区、町区、館区、神畠区、森六荒谷区
中田第5	中田幼稚園	柴六区、並柳区、下道区
中田第6	上沼ふれあいセンター	弥勒寺南区、弥勒寺北区、金谷区、寺山区、長根区、神ノ木区、要害区
中田第7	旧上沼小学校	長崎区、冠木区、八幡山区、本宮区、大泉区
中田第8	浅水ふれあいセンター	川面区、新小路区、新田区、小島区
中田第9	沼畑公民館	浅部区、巻区、沼畑区、長谷区、舟場区

◆豊里町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
豊里第1	豊里鶴波コミュニティセンター	山根区、白鳥区、鶴波区
豊里第2	豊里多目的研修センター	上町区、新町区、横町区、長根区、加々巻区
豊里第3	仲町・川前地区集落センター	浦野区、仲町区、川前区、下町区
豊里第4	豊里竹花地域活性化センター	十五貫区、大曲区、竹花区、保手区、庚申区
豊里第5	ニッツ屋生活センター	東ニッツ屋区、西ニッツ屋区、上谷地区

◆米山町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
米山第1	善王寺コミュニティセンター	永沢区、森腰区、中新田区、朝来区(全域)
米山第2	吉田公民館	鈴根区、江浪区、大又区、相ノ山区、今泉区、貝待井区、山吉田区、町吉田区
米山第3	新田集落センター	狐崎区、畠崎区、新田区、中坪区
米山第4	米山農村環境改善センター	後小路区、下小路区、平塙区(全域)、十日町区、中町区、三日町区、新町区、砥落区、八軒小路区
米山第5	米山高等学校	追土地区、的場区、猪込区
米山第6	中津山公民館	清水区、六軒屋敷区、栗ヶ崎区、瀬ヶ崎区、城内区、野手谷地区(全域)
米山第7	斎藤集会所	斎藤区、千賀区

◆石越町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
石越第1	石越総合支所	遠沢区、第1区、長根区、第2区、赤谷区、寺山区、第8区、第9区、第10区、第11区、芦倉区、海上連区
石越第2	第3集落転作研修センター	渋川区、第3区、第4区
石越第3	石越駅前コミュニティセンター	新道区、駅前区、第7区
石越第4	第13区多目的集会所	第12区、第13区、第14区

◆南方町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
南方第1	北本郷公民館	峯区、北本郷区、大門区
南方第2	南方老人福祉センター	細川区、裏大岳区、北大岳区、南大岳区、大岳区、梶沼区
南方第3	南方有機農業交流センター	板倉区、沢田区、青島区、須崎区
南方第4	南方公民館	原区、松葉区、砥落区、大袋区、山成区、新高石区、高石区、苔下区
南方第5	柳沢生活センター	柳沢区、沼崎区
南方第6	南方総合運動場体育館	狼掛区、畠岡区、一ノ曲区、苔上区、平貝区

◆津山町域

投票区名	投票施設の名称	投票区の対象行政区
津山第1	津山老人福祉センター	東下在区、平形区、元町1区、元町2区、本町一丁目区、本町二丁目区、本町三丁目区、本町四丁目区、宮町区、小川町区、石貝区、入沢区、黄牛町区
津山第2	津山堂前老人憩の家	西下在区
津山第3	津山公民館	横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区
津山第4	津山南沢多目的集会所	横山1区、横山2区

【見直し前後の投票所数】

町域	前	後	町域	前	後
迫	13	10	米山	8	7
登米	11	6	石越	6	4
東和	10	8	南方	10	6
中田	13	9	津山	4	4
豊里	7	5	合計	82	59

【問い合わせ】

市選挙管理委員会
事務局
☎ 0220 (22) 2198

59 素案のとおり 投票区で決定

市選挙管理委員会では、合併後の市内投票区の調整を行ない、その考え方と素案について市民意見公募手続きを行い、公表しました。その結果、(パブリックコメント)に基づき公表されました。寄せられました。

お寄せいただいた意見をもとに市選挙管理委員会で協議した結果、公表した素案を変更するには至らないという結論に達し、市の投票区を別表のとおりとすることに決定しました。

現在の82投票区が23減の59投票区になります。

パブリックコメントに対しでは、「投票所が遠くなることで投票率の低下が懸念される」などの意見が寄せられました。

投票告示(公示)後は、その翌日から投票日前日まで、各総合支所など市内9カ所に期日前投票所を設置します。

期日前投票は、午前8時30分から午後8時まででき、どの日付投票所でも投票できるようにしています。

当日投票所に行けない人でも、市民バスや住民バスを利用して投票所に足を運んでいます。

投票所に行けない人ではどうか」といった意見もありました。

投票事務を、市民に行わせ出の困難な人が在宅のまま投票できる移動投票所はできな

いなかなければならぬこと、投票事務を、市民に行わせることはできないというの

が、市選挙管理委員会の考

たくようお願いします。
そのほか、滞在先の選挙管

理委員会や指定施設で投票が

できたり、一定の障害のある

人、介護保険の要介護5に該

当する人などは、